

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠和会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき又は評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により月次報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席又は評議員が評議員出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費を支払うことができる。

(理事及び監事の報酬総額)

第5条 法人の理事の報酬総額は、年間15,000,000円以内とする。

2 法人の監事の報酬総額は、年間5,000,000円以内とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員又は評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会・評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成19年10月16日より適用する。

附 則 (平成23年3月22日) この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月14日) この規定は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月23日) この規定は、平成29年5月23日から施行する。

附 則（平成30年3月20日） この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月29日） この規定は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日） この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会・評議員会出席 監事監査報酬等	12,640円

※別表1の報酬金額は、源泉徴収金額を差し引いた後、10,000円支給する金額に設定。

別表 2

名 称	報 酬
理事長月次報酬等	300,000円

※施設運営状況及び新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、令和2年12月分の報酬額については50,000円を減額。

別表 3

名 称	報 酬
理事業務報酬等	20,000円

別表 4

旅 費	宿泊費	報酬一日	その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費

<役員・評議員の報酬>

役員・評議員の報酬は、「理事・監事・評議員報酬及び旅費規程」等を整備した上で勤務実態に即して支給することが必要です。役員・評議員の地位にあることによるのみ支給しないことが必要です。報酬を支給する場合は、特養ホームにおいて介護報酬を、支援費施設において支援費を「高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費」に充てることはできないとの通知をふまえ検討することが望まれます。

なお、措置施設、保育所、支援費施設においては、役員報酬は本部経理区分からのみの支出とされており（社援施第6号）、当該区分の財源は、措置施設、保育所においては寄付金収入、当該施設経理区分からの利子相当の繰り入れ、前期末支払資金残高に限定されています。支援費施設は当該経理区分からの繰り入れには制限はありません。特養ホームについては、指導指針（老計第8号）による場合は特養ホーム会計区分から役員報酬を支出できます。

財源とのバランスにより報酬を定めてください。

本部経理区分の財源表は下記のとおり。

	特養ホーム (会計基準)	支援費 施設	授産施設 (支援費)	保育所	措置 施設
本部経理区分での寄付金受入	可	可	可	可	可
施設経理区分の利子相当額の本部経理区分への繰入	可	可	可	可	可
収益事業からの本部経理区分繰入や本部経理区分独自財源	可	可	可	可	可
施設経理区分の運営費の本部経理区分への繰入	可	可	可(注)	不可	不可
前期末支払資金残高の本部経理区分への繰入	可	可	可	可	可

(注)ただし、「授産事業収支の部」からの繰入は不可。

なお、本部経理区分には、報酬のほか、理事会開催経費等が属します。